

## 第1 個別信用購入あっせんにおける規制対象の見直しの要否について

＜要望の内容と根拠＞ 教育ローン・リフォームローンについて適用除外とすること  
(都銀) 銀行等が行う提携教育ローンについて

- ・平成20年改正による登録業者としての対応負担の増加等を背景に、一部の銀行では提携教育ローンの取り扱いを停止縮小した、提携教育ローンは学生獲得を目的とした営業活動の側面はほとんどなく、当該学校による就学支援の性格が強いことから、学校側からの復活要請は強い。
- ・学校教育法1条の学校・同法124条の専修学校、省庁大学校について適用除外とする。(各種学校は特商法の懸念ありと記載しながら、特定継続的役務提供など特商法取引類型青除外するとの提案であり、各種学校も適用除外の要望か?)
- ・登録制、支払可能見込額調査義務と過剰与信防止義務、指定信用情報機関の照会義務、適正与信調査義務等の適用除外を求める。遅延損害金規制、20日の催告書面、抗弁接続規定は、適用除外が望ましいが、適用除外とされなくてもやむを得ない。

(地銀) 銀行等が行う教育ローン・リフォームローンについて、

- ・改正割販法への対応負担から、多くの地銀が教育ローン、リフォームローンの取り扱いを停止した。登録業者は64行中8行にとどまる。提携ローンにより利用者に低利のローンを提供できる。学校・リフォーム業者からのニーズがある。
- ・教育ローンの対象事業者は、国公立私立大学等に限定して適用除外とする。
- ・リフォームローンの対象事業者は、リフォーム事業者団体登録制度の登録団体に属する事業者、リフォーム瑕疵保険加入事業者に限定して、規制対象から除外する。(全面適用除外か?)

### ＜検討＞

(1) 議論の対象とする「提携ローン」は金融機関が自ら与信審査を行う取引形態

- ① 金融機関が用いる「提携ローン」と、割販法で従来議論されてきた「提携ローン」とは意味が異なる。

金融機関が用いる「提携ローン」は、金融機関が審査・与信する消費者ローンのうち提携先販売業者が商品販売・役務提供に伴ってローン申込みの取次ぎ等を行う仕組みを指す。割販法の個別信用購入あっせんに当たるものと解されている(経産省・割賦販売法の解説参照)。

クレジット業界で従来議論された「提携ローン」は、信販会社が保証会社となり、金融機関が与信業者となる4者方式の保証委託型クレジットを指す。これも個別信用購入あっせんに当たるものと解されている(経産省・割賦販売法の解説参照)。

- ② 今回の規制緩和要望の議論は、金融機関が自ら与信審査を行う提携ローンの取引形態を指すものであり、信販会社が介在する4者型提携ローンは議論の対象ではな

いと理解してよいか。

実質的にも、4者型提携ローンは、信販会社が与信審査や回収業務を行う仕組みであり、経産省の解釈においても、信販会社が登録義務や加盟店調査義務を負うことで、与信者である金融機関は重複して義務を負わなくてよいと解されている（経産省・割賦販売法の解説参照）。

したがって、金融機関が登録義務等の対応負担が過大であるとの問題は生じない。

(2) 抗弁接続規定、遅延損害金規制、20日前の催告書面、契約書面交付義務は、平成20年改正以前の規制である

- ① 規制緩和要望の根拠は、平成20年改正による登録制等の対応負担が増大したという理由である。
- ② 抗弁接続規定は、販売契約と与信契約の密接不可分性等を根拠に昭和59年改正により導入された消費者保護規定であり、かつ販売契約について解除・取消し・無効等の抗弁事由がある場合について適用される規定であることから、平成20年改正による事務的対応負担の増加とは関係がない。
- ③ 遅延損害金規制、20日前の催告書面、契約書面交付義務も、平成20年改正前の規制であるから、平成20年改正による対応負担増加の問題ではない。

(3) 加盟店調査義務は訪問販売等の特商法5類型と店舗販売・通信販売とで異なる

- ① 訪問販売等の特商法5類型の取引に係る個別信用購入あっせんは、加盟店契約締結時、個別契約審査時、苦情発生時の調査義務を負うが、店舗販売・通信販売等は苦情発生時の適切処理義務（法35条の3の20）のみである。
- ② 学校教育ローンは基本的に店舗販売（一部は通信販売）であり、加盟店契約締結時と個別契約締結時の調査義務は発生しない。苦情発生時の調査義務は例外的なケースであり、対応負担はそれほど大きくない。
- ③ 訪問販売等の特商法5類型の取引は、トラブルが多発しやすく実際に多発した取引類型であるから、規制緩和は不適切である。
- ④ リフォーム工事は平成20年改正の契機となった富士見市リフォーム詐欺事件をはじめ、次々販売被害や点検商法被害が多発した典型事例であり、訪問販売等の特商法5類型について規制緩和を行うことは到底認められない。
- ⑤ 消費者が積極的に依頼するリフォーム工事は特商法5類型に当たらないが、その場合は苦情発生時の適切処理義務だけであるから、事務的対応負担が過大とは言えない。

(4) 対象事業者の取引適正化が他の法令により確保されているか

- ① 学校教育法の1条校や専修学校は、1年以上の年限で募集やカリキュラムが固定的であることから、トラブルが比較的少ないと思われるが、各種学校は、1年未満の短期コースが認められているため、常時募集が繰り返され広告表示や指導内容に関するトラブルも比較的生じやすい。

したがって、各種学校まで適用除外とすることは疑問が強い。

- ② 特定継続的役務提供 6 業種以外の教育指導（資格取得講座、自己啓発講座、技能習得講座等）についてもトラブルも繰り返されている。

したがって、「特商法 5 類型以外の教育契約」だけを適用除外とすることは、トラブルが多発する類型が含まれるため適切でない。仮に適用除外を認めるとしても、学校教育法の 1 条項や省庁大学校に絞るべきである。

- ③ リフォーム事業者団体登録制度の登録団体所属事業者とは、国交省告示により平成 26 年 9 月にスタートした登録制度を前提とする要望であるが、スタート後日が浅いため所属事業者の取引が適正化されたという実証がないのではないのか。

国土交通省の「住宅リフォーム事業者団体登録制度に係るガイドライン」には、「本制度は研修や消費者相談などの自主的な活動を行っている団体を申請に基づき登録するといった、あくまで任意の制度であり、また団体を単位として登録するものであることから、本制度の登録を受けていない団体及びその会員、又は特定の事業者団体に属していないリフォーム事業者が、そのことをもって、資質及び能力が不足している事業者であるというものではないことに留意する必要がある。」との記述がある。

つまり、登録制度の適用事業者とそれ以外の事業者との差別化はできていないのが実情ではないか。

したがって、こうした実績不明確な制度を前提に加盟店調査の適用除外を認めることはできない。

- ④ リフォーム瑕疵保険加入事業者とは、リフォーム工事に関する瑕疵担保を目的とする制度の適用があるものであるところ、リフォーム工事トラブルの多くは、必要性もない過大な契約をさせる勧誘トラブルや、積極的な勧誘により契約したが施工が遅延する類型などが多数を占めており、瑕疵保険の問題ではない。

したがって、これも適用除外の対象事業者を限定する意義は認められない。

- (5) 登録制、支払可能見込額調査義務、指定信用情報機関利用義務の規制緩和を行う場合の代替措置について

- ① 仮に、銀行等による学校教育法の 1 条校等に対する与信業務について登録制を適用除外とするとしても、非登録与信業者も適正与信調査義務その他の行為規制の義務主体となることは可能であり、一律の適用除外とすべきではない。
- ② 仮に指定信用情報機関の利用義務や支払可能見込額の調査義務を適用除外とするとした場合、過剰与信防止のための販売信用情報の共有化はどのように確保されるのか、具体策の提示を求めたい。

## 第 2 取引の電子化に対応するための技術的事項について

### <要望内容>

○期限の利益喪失等の催告書面（法 30 条の 2 の 4、35 条の 3 の 17）の電子化

○クーリング・オフの申出書面（法 35 条の 3 の 10、同 11）の電子化

### <意見>

1、「書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律」は、すべての書面について電子化を認める趣旨ではなく、「契約をめぐるトラブルが現に多発する等、書面の代替が困難なもの」は適用対象から除外している。例えば、訪問販売・電話勧誘販売等における書面交付義務等は適用対象外とされている。

これに基づき、割賦販売法の包括信用購入あっせん・個別信用購入あっせんの契約書面交付義務は電子化を認めているが、期限の利益喪失等の催告書面は電子化を認めなかった。

2、期限の利益喪失や契約解除は、賦払金の延滞事故が現に発生しトラブルが顕在化した場面であり、かつ購入者等の権利義務が不利な方向へ大きく変動する重要な書面であるから、「書面」を送付して不利益事項を現実に認識できることが必要である。

電磁的手段の通知では、受領者が見落とす可能性や十分に確認しないまま消去する可能性が高いため、催告書面の電子化は不適切である。

ほかに、平成12年のIT化一括法定以降に大きく変化した要因は見当たらないのではないかと。

3、規制緩和要望の理由として、加盟店におけるクレジット利用端末機が販売員ごと・支店ごとに機動的な端末機を導入・利用する傾向があることを指摘する。

しかし、クレジット会社が期限の利益喪失等の催告書面は、クレジット会社が発行するものであり、加盟店の販売現場で端末機にプリンターを接続する問題ではないので、加盟店における機動的な端末機の普及を阻害する関係にはないのではないかと。

### 第3 セキュリティ対策の方向性について

#### <問題提起>

個人情報保護法改正に伴い、政令改正によりカード番号情報が個人情報保護法の適用対象となった場合、割賦販売法でカード番号情報の安全管理義務を引き続き設けるべきか。

#### <検討>

1、カード番号情報は、情報漏えい自体の不満やトラブルにとどまらず、漏えい後の不正利用により経済的損害が発生するおそれがある。

したがって、カード番号情報は、個人情報一般に対する保護のレベルよりも厳重な保護が求められる。

2、カード会社においてカード番号情報の安全管理義務は、本体事情の中核をなす義務であり、その違反行為については割販法による事業全体の是正措置が必要である。

3、したがって、カード番号情報について割販法による安全管理措置義務は引き続き維持すべきである。